次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	五　北緯二十六度二十三分三十五秒、東経百二十七度四十三分十九秒の点 六　北緯二十六度二十二分五十八秒、東経百二十七度四十三分三秒の点 七　北緯二十六度二十一分四十五秒、東経百二十七度四十三分三十四秒の点 八　北緯二十六度二十一分三十五秒、東経百二十七度四十四分二十一秒の点	四百　嘉手納飛行場		
		対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
		沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県沖縄市
		字屋良前原ほか	字上地（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）、字美里（次の図面に示す部分に限る。）、字諸見里（次の図面に示す部分に限る。）、字山内（次の図面に示す部分に限る。）、字御殿敷（次の図面に示す部分に限る。）、字白川（次の図面に示す部分に限る。）、字嘉良川（次の図面に示す部分に限る。）及び字森根	字上地、字倉敷（次の図面に示す部分に限る。）、胡屋一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字知花（次の図面に示す部分に限る。）、字大工廻（次の図面に示す部分に限る。）、字室川一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字諸見里、字山内、嘉間良一丁目から三丁目まで、住吉一丁目（次
			沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡北谷町
			字伊平（次の図面に示す部分に限る。）、字上勢頭（次の図面に示す部分に限る。）及び字浜川（次の図面に示す部分に限る。）	字伊平、字上勢頭、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）、字下勢頭、字砂辺、字浜川、字港、字宮城、字吉原（次の図面に示す部分に限る。）、字桃原（次の図面に示す部分に限る。）、字美浜（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、伊平一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字桑江一丁目
			沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県中頭郡嘉手納町
			字嘉手納（次の図面に示す部分に限る。）、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜（次の図面に示す部分に限る。）、字屋良（次の図面に示す部分に限る。）、字東（次の図面に示す部分に限る。）、字国直（次の図面に示す部分に限る。）及び字野国	字嘉手納、字兼久、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜、字屋良、水釜六丁目、屋良一丁目、字野里、字東、字国直及び字野国
			沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県中頭郡読谷村
			字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字長田（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）、字古堅（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原	字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字渡具知（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝、字古堅（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原
			沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡北谷町
			字伊平、字上勢頭、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）、字下勢頭、字砂辺、字浜川、字港、字宮城、字吉原（次の図面に示す部分に限る。）、字桃原（次の図面に示す部分に限る。）、字美浜（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、伊平一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字桑江一丁目	字伊平、字上勢頭、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、中央一丁目から四丁目まで、八重島一丁目から三丁目まで、園田一丁目から三丁目まで、越来一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字屋良、字水釜、字兼久、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字東、字国直及び字野国
			沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県中頭郡嘉手納町
			字嘉手納（次の図面に示す部分に限る。）、字兼久（次の図面に示す部分に限る。）、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜（次の図面に示す部分に限る。）、字屋良（次の図面に示す部分に限る。）、字東（次の図面に示す部分に限る。）、字国直、及び字野国（次の図面に示す部分に限る。）	字嘉手納、字兼久、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字水釜、字屋良、水釜六丁目、屋良一丁目、字野里、字東、字国直及び字野国
			沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県中頭郡読谷村
			字伊平（次の図面に示す部分に限る。）、字上勢頭（次の図面に示す部分に限る。）、字砂辺（次の図面に示す部分に限る。）及び字浜川（次の図面に示す部分に限る。）	字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字長田（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）、字古堅（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原
			沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡北谷町
			字伊平、字上勢頭、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）、字下勢頭、字砂辺、字浜川、字港、字宮城、字吉原（次の図面に示す部分に限る。）、字桃原（次の図面に示す部分に限る。）、字美浜（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、伊平一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、字桑江一丁目	字伊平、字上勢頭、字桑江（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、中央一丁目から四丁目まで、八重島一丁目から三丁目まで、園田一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、越来一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字屋良、字水釜、字兼久、字久得（次の図面に示す部分に限る。）、字東、字国直及び字野国
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた海域及び陸域	一　北緯二十六度二十二分〇秒、東経百二十七度四十八分二十五秒の点 二　北緯二十六度二十二分十七秒、東経百二十七度四十七分五十七秒の点 三　北緯二十六度二十二分四十五秒、東経百二十七度四十七分五十八秒の点 四　北緯二十六度二十三分二十四秒、東経百二十七度四十七分三十秒の点 五　北緯二十六度二十三分二十八秒、東経百二十七度四十六分四十秒の点 六　北緯二十六度二十三分一秒、東経百二十七度四十五分五十五秒の点 七　北緯二十六度二十二分三十四秒、東経百二十七度四十五分三十六秒の点 八　北緯二十六度二十一分四十八秒、東経百二十七度四十四分十四秒の点 九　北緯二十六度二十一分二十八秒、東経百二十七度四十三分五十九秒の点 十　北緯二十六度二十分五十一秒、東経百二十七度四十四分〇秒の点 十一　北緯二十六度二十分十四秒、東経百二十七度四十四分二十二秒の点			